

静岡産業大学経営学部スポーツ医科学研究センター規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、静岡産業大学学則第52条の4（スポーツ医科学研究センター）に基づき、静岡産業大学経営学部スポーツ医科学研究センター（以下「研究センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 研究センターは、静岡産業大学経営学部（以下「本学部」という。）及び地域団体におけるスポーツ活動を医科学的側面から支援し、研究の促進とスポーツ医科学に関する有益な情報を発信することで、本学部の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 研究センターは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 自主調査研究
- (2) 学外からの調査研究の受託
- (3) 調査研究成果等の発表
- (4) 研究・論集等の刊行物の発行
- (5) その他前条の目的達成に必要な事項

(組 織)

第4条 研究センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) 研究員
 - (3) 客員研究員
- (センター長)

第5条 センター長は、研究員及び客員研究員の中から学部長が指名し、学長の承認を経て、理事長が任命する。

- 2 センター長は、研究センターの事業を統括し、研究センターを代表する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(研究員)

第6条 研究員は、本学部の専任教員のうちから学部長が任命する。

- 2 研究員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(客員研究員)

第7条 研究センターには、優れた専門の経験と学識を有する者を客員研究員として招聘することができる。

2 客員研究員については、別に定める。

(運営委員会)

第8条 研究センターの円滑な運営を図るため、スポーツ医科学研究センター運営委員会を設置する。

2 スポーツ医科学研究センター運営委員会については、別に定める。

(庶務)

第9条 研究センターに関する庶務は、大学事務局学務課において行う。

(改正)

第10条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。